

香川県条例第10号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(占用料及び使用料) 第9条 略					(占用料及び使用料) 第9条 港湾施設を占有し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。 2 略				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
1 高松港港湾施設使用料					1 高松港港湾施設使用料				
種別	区分	単位	金額	備考	種別	区分	単位	金額	備考
1～10 略					1～10 略				
11 港湾 環境整 備施設 使用料	略				11 港湾 環境整 備施設 使用料	略			
	第3駐車場	略				第3駐車場	略		
	キャスルプロム ナード駐車場	1台につ き30分ま でごとに	150	20分を超えない 場合の利用に係 る使用料は、無 料とする。					
備考 略					備考 略				
2 その他の港湾の港湾施設使用料					2 その他の港湾の港湾施設使用料				
種別	区分	単位	金額	備考	種別	区分	単位	金額	備考
1～6 略					1～6 略				
7 荷役 機械使 用料	略				7 荷役 機械使 用料	略			
8 旅客 施設使 用料	車両乗降用可動橋	1回につ き	1,600						

備考 略
3・4 略

備考 略
3・4 略

附 則

この条例中別表の1の表の改正規定は平成25年7月20日から、別表の2の表の改正規定は規則で定める日から施行する。